

## 【清瀬市事業者支援給付金 Q&A】

**Q 1. 当該給付金は国や都等の給付金や補助金等と重複して申請することはできますか？**

A 1. 本給付金は、国や都等の他の給付金等と重複して申請することが可能です。ただし、他の給付金等の申請における重複の可否については、申請先にご確認ください。

**Q 2. 昨年度実施された清瀬市中小企業等応援給付金を受給しましたが、当該給付金を申請することはできますか？**

A 2. 申請可能です。

**Q 3. 当該給付金は、いわゆるフリーランスも対象になりますか？**

A 3. 原則として、税務署に開業届を提出している個人事業者が対象となります。

**Q 4. 当該給付金は、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、農業法人は対象となりますか？**

A 4. 対象となります。

**Q 5. 対象とならない業種はありますか？**

A 5. 政治活動や宗教活動に関する団体は対象になりません。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、該当営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、代表者や役員又は従業員等が清瀬市暴力団排除条例に規定されている暴力団関係者も対象外となります。

**Q 6. 主たる事業所はどこで確認できますか？**

A 6. 個人事業主の方は、確定申告の際に提出されている、青色申告決算書（青色申告の方）または収支内訳書（白色申告の方）に記載されている「事業所所在地」欄に清瀬市内の住所が書かれているかを確認してください。空欄の場合は、事業所所在地が清瀬市内にあることが分かる書類（開業届、営業許可証、事業所の賃貸借契約書など）を追加提出してください。法人の場合は、登記上の「本店」又は「本社」として位置付けている店舗となります。

**Q 7. 市外に住んでいますが、事業所が清瀬市内にあります。対象ですか？**

A 7. 清瀬市内に主たる事業所があることが要件となりますので、対象です。

**Q 8. 市内に住んでいますが、事業所が清瀬市外にあります。対象ですか？**

A 8. 清瀬市内に主たる事業所があることが要件となりますので、対象になりません。

**Q 9. 市内に複数の店舗を有していますが、店舗ごとに申請できますか？**

A 9. 申請ができるのは、法人または個人事業者あたり 1 回限りです。

**Q 10. 市内に複数の店舗を有していますが、一部の店舗が要件を充たした場合（令和 3 年 1 月から 7 月までの間、前年同月比で売上高が 30%以上減少した月が 1 か月間ある）は対象ですか？**

A 10. 当該給付金の対象は法人又は個人事業者の全体売上で比較することになります。事業全体の売上が要件を充たさなければ対象とはなりません。

**Q 11. 売上減少を証明する書類はどのようなものを提出すればよいですか？**

A 11. 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した月の売上台帳、帳簿、試算表等を提出してください。前年に関しては税務書類で確認をさせていただきます。

**Q 12. 創業後 1 年を経過しておらず、前年の売上高と比較できない場合、申請は可能ですか？**

A 12. 令和 2 年 8 月から令和 3 年 3 月までに創業された方は個別条件の（2）、（3）の要件に該当する場合対象となります。また、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月末日までに創業された事業者又は、令和 3 年 7 月末日までに産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け清瀬市が証明書を発行した事業者については、創業者支援として、売上高の増減に関わらず 15 万円（給付額 2）または 25 万円（給付額 4）の対象となります。

**Q 13. 創業者支援の条件の 1 つである産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業とは何ですか？**

A 13. 創業を希望される方に対して一ヶ月以上かけて継続的に行われる支援のことで、創業に必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の 4 つの知識を習得することを目的とした事業（個別相談、セミナー、創業塾等）をいいます。支援事業を修了し、証明書の申請をされた方に対し、市が証明書を発行しております。

**Q 1 4. 個別条件（2）の「連続する3か月」とはどういう意味ですか？**

A 1 4. その月を含む3か月という意味になります。  
（例）令和3年4月を任意の月とした場合、「2月3月4月」「3月4月5月」「4月5月6月」のいずれかを選択してください。

**Q 1 5. 店舗増加等（事業拡大）によって前年同月比と単純比較できない場合はどうしたらよいですか？**

A 1 5. 個別条件の（2）の方と同様の算出方法を用いてください。

**Q 1 6. 比較する前年実績が既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、前々年の同月との比較をしたいのですがどうすればいいですか？**

A 1 6. 直近の確定申告書の写しに加え、前々年の確定申告書の写し（法人の場合は法人事業概況説明書の両面の写し、個人の場合で青色申告の方は前々年の青色申告決算書一式の写し、白色申告の方は前々年の収支内訳書一式の写し）を提出してください。

**Q 1 7. 白色申告をしており、前年の月ごとの売上高が確認できない場合どうすればいいですか？**

A 1 7. 前年の年間売上高を12で割った額（小数点以下切捨て）で令和2年の平均月売上高を算出してください。

**Q 1 8. 農業者で前年の月ごとの売上高が確認できない場合どうすればいいですか？**

A 1 8. 個人農業者（白色申告、青色申告）や個人の林業者、漁業者、農林水産関連事業者（白色申告）に関しては、税務書類で前年の月ごとの売上高が確認できないため、前年の年間売上高を12で割った額（小数点以下切捨て）で令和2年の平均月売上高を算出してください。

**Q 1 9. 令和3年の途中で清瀬市に事業所を移してきましたが対象となりますか？**

A 1 9. 令和3年7月31日までに清瀬市に事業所があれば対象とします。その場合、清瀬市で事業を開始したことが分かる書類を提出してください。

**Q 2 0 . 個人事業者で、不動産収入のみの場合は対象となりますか？**

A 2 0 . 事業的規模で不動産貸付を行っている場合は対象となります。賃間、アパート等については、貸付することのできる独立した室数が10室以上あること。独立家屋の貸付については5棟以上であること。駐車場については50台以上であることを対象条件とします（青色申告特別控除が55万円又は65万円となっている場合は対象とします）。前提として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少したことが条件となります。

**Q 2 1 . 営業収入以外に不動産収入や農業収入等がありますが、売上の算出はどのようにすればいいですか？**

A 2 1 . 営業収入以外に不動産収入、農業収入等がある場合は、合算して計算してください。

**Q 2 2 . 売上を算出する際に、国・都・市の給付金等は合算しますか？**

A 2 2 . 合算しないでください。国や都の給付金等は合計額から除き、事業などで得た収入で計算してください。

**Q 2 3 . 令和3年7月31日までに新型コロナウイルス感染症に関する融資を受けましたが、HP等に記載のある融資に該当しません。給付金を受給することはできますか？**

A 2 3 . 新型コロナウイルスの影響を受けた事業者を対象とした融資であると確認できる場合には当該給付金の給付対象となる場合がありますので、清瀬商工会または産業振興課へお問い合わせください。令和3年7月31日までに融資実行（入金）されていることが条件となります。

**Q 2 4 . 確定申告をまだしていません。申請できますか？**

A 2 4 . 事業を営んでいることを客観的に証することができる書類が必要であるため、確定申告をしてから申請してください。

**Q 2 5 . 確定申告書に収受印が押印されていない場合は対象となりますか？**

A 2 5 . 原則として、確定申告書には収受印が押印（税務署において e-TAX により申請した場合は受付日時が印字）されていることが必要です。ご自宅から e-TAX による申請の場合は、「受信通知」があることを確認してください。

**Q 2 6 . いわゆる「ネット銀行」を利用しており、通帳等のない場合はどうしたらよいですか？**

A 2 6 . 口座情報（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）の分かる画面のコピーを提出してください。

**Q 27. インターネット環境がない場合は、どうすれば申請書を手に入れますか？**

A 27. 申請書をホームページからダウンロードできない方には、産業振興課窓口や清瀬商工会で申請書をお渡しします。窓口の混雑状況によりお待たせする場合がありますので、予めご了承ください。

**Q 28. 郵送での申請の際、郵送料は負担していただけますか？**

A 28. 郵送料は申請者の負担となります。また、個人情報等を含む書類になりますので、簡易書留やレターパックなど郵送物の追跡ができる郵送方法を推奨しています。

**Q 29. 郵送での申請が難しいため、窓口で申請を手伝っていただけませんか？**

A 29. 感染予防対策のため、原則郵送での申請受付としています。しかしながら、やむを得ず郵送で申請することができない場合、清瀬商工会へ事前予約をすることで令和3年8月4日から令和3年11月5日まで商工会内で税理士が申請サポートを行います。

**Q 30. 給付金の使途に制限はありますか？**

A 30. 使途の制限はありません。事業全般に幅広くお使いいただけます。

**Q 31. 減少率の端数の処理はどうすればよいですか？**

A 31. 小数点第二位以下を切り捨てて表記してください。  
(例) 5.1234は、5.1% 14.987%は、14.9%

**Q 32. 当該給付金は課税の対象になりますか？**

A 32. 税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず結果的に課税されません（逆は課税対象となる）。詳細につきましては最寄りの税務署にお問い合わせください。

**Q 33. 交付までにどのくらい時間がかかりますか？**

A 33. 書類等に不備がなければ、申請書類の受付後、2週間以内に交付する予定です。申請書類に不備がある場合、再度書類の提出を求めるため、交付までに時間を要します。チェックリストを利用し、必ず必要書類をご確認のうえ、送付願います。